

介護予防と生きがいのある生活を支援します

市では、おおむね 65 歳以上の高齢者の皆さんが介護を受けるような状態にならないよう、「介護予防」や「生活支援」等の介護保険以外のサービスを行っています。また、在宅介護支援センターに委託し、市内の高齢者の方の生活状況を把握するために、センター職員が訪問しています。在宅介護支援センターは、介護予防・生活支援にかかる各種サービスなどの相談や申請代行のほか、民生委員などと連携をとり、高齢者の見守り活動を行っています。訪問された際は、お気軽にご相談ください。

在宅介護支援センター加美 (福生 3244-10 特別養護老人ホーム第 2 サンシャインビラ内 ☎ 553・3720)

在宅介護支援センター武蔵野 (福生 2300-4 特別養護老人ホームヨコタホーム内 ☎ 553・6695)

在宅介護支援センター南田園 (南田園 2-9-1 グリーンシティ南田園 103 ☎ 539・0007)

●二次予防事業対象者向け介護予防教室

アンケート方式で実施される基本チェックリストの結果により選定する二次予防事業対象者(要支援・要介護状態になる恐れのある高齢者)に、筋力向上トレーニング教室、お口と食のはつらつ教室を実施します。対象者には市・地域包括支援センターからご連絡します。

●一般高齢者向け介護予防教室

介護保険要介護認定の「要支援」「要介護」に該当しない方の介護予防を目的とした筋力向上トレーニング教室、お口と食のはつらつ教室を実施します(教室開催時に広報ふっさでお知らせします)。

●介護予防フォローアップ事業

柔道整復師の指導で個人の身体状況などに応じた機能訓練を行います(事業開催時に広報ふっさでお知らせします)。

●生きがい活動支援デイサービス事業

家に閉じこもりがちな高齢者の健康増進、趣味活動等、介護予防や生きがいづくりを行います。

【費用負担】〈基本サービス〉1回 180円(市民税非課税・生活保護の方は無料)〈食事サービス〉1食 350円(おやつを提供する場合は 450円)

●生活支援ショートステイサービス事業

短期間の宿泊により日常生活に対する指導や支援を行います。

【費用負担】1日 800円(生活保護の方は無料)食事代・送迎費等は別途

●配食サービス事業

在宅での調理が困難な高齢者に対し、毎週水・金曜日にボランティアが昼食をお届けして、安否の確認も行います。

【費用負担】1食 350円

●生活支援ホームヘルプサービス事業

退院直後など、一時的に体調を崩し、自立生活の支援を必要とする高齢者にホームヘルパーを派遣し、家事の援助を行います。

【費用負担】1時間 140円(市民税非課税・生活保護の方は無料)

●緊急通報システム事業

慢性疾患がある等、常時注意が必要な一人暮らし高齢者等が、家庭内で緊急事態に陥ったとき、無線発報器等を用いて東京消防庁に通報し、高齢者の安全を確保します。

【費用負担】設置費等の1割(市民税非課税・生活保護の方は無料)

●火災安全システム事業

慢性疾患等心身機能の低下に伴い、防火の配慮が必要な一人暮らし高齢者等に、住宅用防災機器等を給付または貸与し、火災発生に伴う火災警報器からの信号を東京消防庁に自動通報し、火災に対する迅速な消火活動で高齢者の救助を行います。

【費用負担】設置費等の1割(市民税非課税・生活保護の方は無料)

●徘徊高齢者家族支援サービス事業

認知症高齢者が徘徊した場合、身につけている端末機を利用した位置情報サービスを活用し、居場所を速やかに確認し事故防止を図ります。

【費用負担】要した費用の1割(月額 168円)

●自立支援日常生活用具給付事業

シルバーカー等の日常生活用具を給付し、自立した生活の継続を図ります。

【費用負担】要した費用の1割(市民税非課税・生活保護の方は無料)

●自立支援住宅改修給付事業

手すりの取り付け等が必要と認められる方に対し給付をします。

【費用負担】要した費用の1割(市民税非課税・生活保護の方は無料)

●老人用杖給付事業

所得税が非課税の世帯で、歩行が不安定な在宅の高齢者に対し、杖を支給し歩行の安定を図ります。

【費用負担】無料

●寝具乾燥事業

心身・精神上的の障害のため寝具の自然乾燥が困難な高齢者に対し、毎月第三木曜日に寝具乾燥車を派遣します。

【費用負担】無料

●訪問理美容サービス事業

心身の障害や傷病により理髪店や美容院に出向くことが困難な高齢者(要介護3以上)に対して、ご自宅に理容師や美容師を派遣します。

【費用負担】1回 400円

●家族介護慰労助成事業

高齢者を介護している家族に対して、慰労金(100,000円)を助成します。【対象】介護保険要介護認定で介護度が4または5の市民税非課税世帯の在宅の高齢者で、過去1年間介護保険のサービスを受けなかった方を現に介護している家族(要介護認定を受けていない場合は、要介護認定と同じ方法を利用して要介護4または5に相当する方を介護している家族)

●おむつ等の助成

寝たきりまたはそれに近い状態の高齢者におむつ等を助成します。

【費用負担】無料

●老人性白内障特殊眼鏡等費用助成事業

老人性白内障のため水晶体の摘出手術をし、眼内レンズの挿入が不可能な方が購入する特殊眼鏡やコンタクトレンズの費用を助成します。

●居住支援特別対策事業

高齢者の居住の安定と福祉の向上を図るため、民間賃貸住宅にお住まいの高齢者世帯に対し、居住支援特別給付金(月額 5,000円)を支給します。

●救急医療情報キット配布事業

救急車を呼ぶような緊急事態に備え、医療情報を記入した用紙を保管する容器を配布します。

【費用負担】無料

●介護サポーター事業

介護サポーターとして登録申請し、市内の福祉施設で介護サポーター活動をして集めたポイント数によって、翌年度最大 5,000円の交付金が受けられます。

※詳しくはお問い合わせください。【問合せ】介護福祉課高齢福祉係(地域包括支援センター) ☎ 551・1751

筋力向上トレーニング教室

【日時】12月6日(木)午後2時(全12回)

【場所】福祉センター2階理学療法室

【対象】65歳以上の高齢者で介護保険要介護認定の「要介護」「要支援」に該当しない方で、医師から運動制限を受けていない方

【定員】先着20人(平成24年度初参加の方優先)

【内容】健康運動指導士の指導による個人の身体状況などに応じたトレーニング

【申込み】11月8日(木)15日(木)の間に事前に電話で申し込みのうえ、印鑑を持参して市役所1階9番介護福祉課高齢福祉係 ☎ 551・1751へ。

西多摩衛生組合平成25・26年度工事等入札参加資格審査の受付について

〔継続申込者〕(平成23・24年度申込み済みの者)有効期間を平成27年3月31日まで延長しますので、今回に限り書類の提出は不要です。

〔新規申込者〕

【申込書等の配布】西多摩衛生組合所定様式をホームページ(http://www.nishi.ei.or.jp)からダウンロードしてください。(11月19日(月)配信開始)※インターネット環境のない方のみ総務課窓口で配布します(有料)。



間に郵送で〒205-0012 羽村市羽4235西多摩衛生組合へ。

▼経営状況等の報告について

平成25年度から経営状況等の確認を行うため、毎年関係書類の提出を求めます(平成25年12月ごろに実施予定です)。

【問合せ】西多摩衛生組合総務課財務係 ☎ 554・2409

フレッシュランド西多摩からのお知らせ

●和紙ちぎり絵体験教室

【日時】11月7日(水)午前10時〜午後0時30分

【場所】フレッシュランド西多摩ふれあい館

【定員】先着20人

【参加費】800円(教材費)

【申込み】当日までフロントで受け付けます。

【日時】12月4日(火)

〔第1回〕午前10時〜正午

〔第2回〕午後2時〜4時

【場所】フレッシュランド西多摩ふれあい館

【定員】各回先着30人

【参加費】200円(材料費)

※小学生以下は無料

【申込み】11月6日(火)25日(日)の間にフロントで受け付けます。※ご家族、グループでの参加もできます。

●教室案内

①フラダンス教室 毎週水曜日午後1時〜2時

②ヨガ教室 毎週木曜日午後1時30分〜2時30分

【参加費(1回)】①②とも、福生市、青梅市、羽村市、瑞穂町在住の方800円、その他に在住の方1,100円

※参加費は、教室と入浴3時間のセット料金です。

※回数券、サービス券などは利用できません。

【問合せ】フレッシュランド西多摩 ☎ 570・2626

「女性に対する暴力をなくす運動」を行います

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力を根絶するため、取り組みの強化や女性の権利尊重のための意識の醸成、教育の充実を図ります。

【期間】11月12日(月)〜25日(日) 【問合せ】協働推進課 ☎ 551・1590

■DVについての相談は社会福祉課庶務・福祉計画担当 ☎ 551・1735へ。

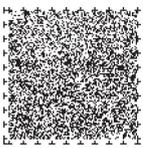
■内閣府では配偶者からの暴力被害者支援情報サイト(http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html)を開設しています。

12月の女性悩みごと相談 ~羽村市との共同事業~

【日時・場所】(福生市)12日(木)・26日(水)午前9時〜午後1時・市役所1階第1相談室

(羽村市)5日(木)・19日(水)午後1時30分〜4時30分・羽村市役所102会議室

【申込み】福生市・羽村市在住の女性の方でしたら、どちらの市へ申し込まれてもかまいません。予約制で先着3人まで。予約は、相談日の1か月前から福生市広報広聴係 ☎ 551・1529、羽村市市民相談係 ☎ 555・1111へ。



【東日本大震災被災者の方へ】東京弁護士会による『無料一斉電話相談会』を行います。震災が原因でお困りの事案について、法律的な相談ができます。【日時】11月5日(月)午前11時〜午後5時 【相談電話番号】 ☎ 0120・366・556 (フリーダイヤル)